



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月11日火曜日 第1750号

## ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 309

土地改良区の合併による設立及び解散..... 310

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）..... 310

公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）..... 311

基本測量の終了の通知..... 315

道路の供用開始（県道松山川内線）..... 315

道路の区域変更（県道松山川内線）..... 315

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）..... 315

道路の供用開始（"）..... 316

道路の区域変更（県道長浜中村線）..... 316

道路の区域変更（一般国道197号）..... 316

道路の供用開始（"）..... 317

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 317

開発行為に関する工事の完了..... 317

道路の位置の指定..... 317

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 317

## 告 示

### ○愛媛県告示第577号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び愛南町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社エースワン  
高知県高知市南御座9番地8  
代表取締役 中山 土志延
- 事業場の名称及び所在地  
（仮）エーマックス愛南店  
南宇和郡愛南町御荘平城 791 番地 1
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号 し尿処理施設
特定施設の能力	1日当たり100立方メートル処理
工事の着手予定年月日	平成18年7月1日
工事の完成予定年月日	平成18年8月31日
使用開始の予定年月日	平成18年10月1日

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 100 最大 100	

### 4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	平成18年7月1日
工事の完成予定年月日	平成18年8月31日
使用開始の予定年月日	平成18年10月1日
処理施設の種類	生物処理及び物理処理
処理施設の型式	回分式活性汚泥・凝集剤添加方式
処理施設の構造	FRP製
処理施設の主要寸法	縦 6.5メートル 横 29.1メートル 高さ 3.2メートル
処理施設の能力	1日当たり100立方メートル処理
汚水等の処理の方式	回分式活性汚泥・凝集剤添加方式
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 100	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 100	通常 100 最大 100

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 100

○愛媛県告示第578号

真鍋久繁、真鍋敏男、尾崎良雄、高橋毅、星田脩、加地昌幸、苅田徹之、萩尾久美男、中川幸夫、越智正義、大田徹雄、藤田強、村上勝正、近藤忠己、安藤亮一、河村薫、大久保繁男、山中孝、保子元市及び鈴木陸史から認可申請のあった合併は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、平成18年4月1日認可したので、同日四国中央市土居町土地改良区は合併により設立し、土居町上野土地改良区、土居町北野土地改良区、土居町土居土地改良区、宇摩郡土居町中村土地改良区、土居町小林土地改良区、土居町藤原土地改良区、土居町長津土地改良区、土居町長津干拓土地改良区、宇摩郡土居町天満土地改良区及び土居町蕪崎土地

改良区は合併により解散した。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第579号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・上直瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・上直瀬地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年4月12日から5月12日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第580号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・上直瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・上直瀬地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年4月12日から5月12日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第581号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・上直瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・上直瀬地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に

関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年4月12日から5月12日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第582号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

ア A工区

西予市三瓶町皆江字コクオオ2748番3地先から同字ヤマシタ2754番3地先までの公有水面

イ B工区

西予市三瓶町皆江字ヤマシタ2765番8地先の公有水面

ウ C工区

西予市三瓶町皆江字ヤマシタ2765番8地先から同蔵貫浦字カゼノウラ1585番13地先までの公有水面

エ D工区

西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1585番13地先から同1585番15地先までの公有水面

(2) 区域

ア A工区

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点1（西予市三瓶町皆江字ヤマシタ2764番3地先の堤に設置された鉄）は、北緯33度21分02秒、東径132度24分37秒の地点

1点は、基点1から真北156度12分10秒56.80メートルの地点

2点は、1点から真北256度54分01秒0.66メートルの地点

3点は、2点から真北165度44分03秒100.00メートルの地点

4点は、3点から真北75度44分03秒0.45メートルの地点

イ B工区

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点2（西予市三瓶町皆江字ヤマシタ2764番1地先の堤に設置された鉄）は、北緯33度21分04秒、東径132度24分34秒の地点

1点は、基点2から真北321度18分10秒77.38メートルの地点

2点は、1点から真北237度57分07秒1.17メートルの地点

3点は、2点から真北237度57分07秒1.50メートルの地点

4点は、3点から真北329度30分56秒5.23メートルの地点

5点は、4点から真北331度32分53秒6.07メートルの地点

6点は、5点から真北334度37分38秒6.08メートルの地点

7点は、6点から真北337度00分02秒5.32メートルの地点

8点は、7点から真北337度35分27秒3.71メートルの地点

9点は、8点から真北339度47分31秒6.41メートルの地点

10点は、9点から真北343度19分04秒4.79メートルの地点

11点は、10点から真北74度34分29秒0.95メートルの地点

ウ C工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点3（西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1585番13地先の国道上に設置された鉄）は、北緯33度21分11秒、東径132度24分32秒の地点

1点は、基点3から真北192度49分10秒27.37メートルの地点

2点は、1点から真北197度25分04秒4.38メートルの地点

3点は、2点から真北193度23分45秒2.84メートルの地点

4点は、3点から真北189度43分59秒3.28メートルの地点

5点は、4点から真北188度02分14秒47.97メートルの地点

6点は、5点から真北187度27分27秒3.60メートルの地点

7点は、6点から真北187度03分30秒3.40メートルの地点

8点は、7点から真北97度03分30秒0.30メートルの地点

## エ D工区

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点3（西予市三瓶町蔵貫浦字カゼノウラ1585番13地先の国道上に設置された鉄）は、北緯33度21分11秒、東経132度24分32秒の地点

1点は、基点3から真北85度28分03秒28.94メートルの地点

2点は、1点から真北350度00分59秒0.42メートルの地点

3点は、2点から真北82度21分16秒4.43メートルの地点

4点は、3点から真北90度51分43秒2.87メートルの地点

5点は、4点から真北90度04分33秒2.72メートルの地点

6点は、5点から真北93度21分34秒2.72メートルの地点

7点は、6点から真北96度06分07秒1.81メートルの地点

8点は、7点から真北100度03分47秒3.68メートルの地点

9点は、8点から真北104度17分59秒3.48メートルの地点

10点は、9点から真北106度42分52秒40.90メートルの地点

11点は、10点から真北196度42分52秒1.22メートルの地点

## (3) 面積

A工区 237.15平方メートル

B工区 86.30平方メートル

C工区 248.77平方メートル

D工区 348.41平方メートル

合 計 920.63平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年12月26日 愛媛県指令河第959号

## 4 しゅん功認可年月日

平成18年4月11日

## ○愛媛県告示第583号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

## 2 埋立区域

## (1) 位置

ア A工区

西予市三瓶町蔵貫浦字カヤノ1番9から同字ニシノハマ797番17までの地先公有水面

イ B工区

西予市三瓶町皆江字コタニ2571番4から同字ハマ1865番までの地先公有水面

## (2) 区域

ア A工区

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線、6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線、7点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と7点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（西予市三瓶町蔵貫浦797番21地先に設置された金属鉄）は、北緯33度21分25秒、東経132度25分14秒の地点

1点は、基点から真北344度51分09秒58.00メートルの地点

2点は、1点から真北350度45分01秒4.46メートルの地点

3点は、2点から真北349度07分21秒10.04メートルの地点

4点は、3点から真北345度26分01秒10.01メートルの地点

5点は、4点から真北341度42分36秒10.06メートルの地点

6点は、5点から真北338度34分07秒10.04メートルの地点

7点は、基点から真北344度02分32秒109.72メートルの地点

8点は、7点から真北332度50分37秒4.59メートルの地点

9点は、8点から真北331度03分31秒7.21メートルの地点

10点は、9点から真北328度02分52秒10.04メートルの地点

11点は、10点から真北325度17分24秒5.02メートルの地点

12点は、11点から真北322度55分15秒7.50メートルの地点

13点は、12点から真北320度03分48秒7.60メートルの地点

14点は、13点から真北316度48分26秒10.10メートルの地点

15点は、14点から真北313度08分27秒10.06メートルの地点

16点は、15点から真北 309 度21分30秒 10 .06 メートルの地点  
 17点は、16点から真北 305 度40分44秒 10 .01 メートルの地点  
 18点は、17点から真北 302 度06分32秒9 .57メートルの地点  
 19点は、18点から真北 298 度31分33秒 10 .24 メートルの地点  
 20点は、19点から真北26度12分53秒0 .39メートルの地点

## イ B工区

次の1点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.95メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町皆江1856番23地先に設置された金属鈹）は、北緯33度20分37秒、東経 132 度24分40秒の地点

1点は、基点から真北59度47分06秒 33 .60 メートルの地点

2点は、1点から真北12度07分48秒 28 .54 メートルの地点

3点は、2点から真北 282 度38分35秒1 .30メートルの地点

4点は、3点から真北12度03分49秒3 .47メートルの地点

5点は、4点から真北 101 度37分18秒1 .30メートルの地点

6点は、5点から真北12度09分54秒 22 .96 メートルの地点

7点は、6点から真北 101 度11分24秒0 .24メートルの地点

8点は、7点から真北12度00分10秒6 .20メートルの地点

9点は、8点から真北 282 度56分50秒0 .23メートルの地点

10点は、9点から真北12度12分06秒 12 .38 メートルの地点

11点は、10点から真北 281 度53分22秒1 .32メートルの地点

12点は、11点から真北11度45分54秒3 .46メートルの地点

13点は、12点から真北 101 度38分13秒1 .35メートルの地点

14点は、13点から真北12度12分06秒 36 .58 メートルの地点

15点は、14点から真北 282 度21分32秒1 .31メートルの地点

16点は、15点から真北12度35分01秒3 .38メートルの地点

17点は、16点から真北 101 度00分59秒1 .28メートルの地点

18点は、17点から真北12度01分33秒 13 .02 メートル

の地点

19点は、18点から真北10度09分54秒 12 .54 メートルの地点

20点は、19点から真北 7 度59分01秒 12 .54 メートルの地点

21点は、20点から真北 5 度18分52秒 12 .55 メートルの地点

22点は、21点から真北 2 度57分49秒 12 .55 メートルの地点

23点は、22点から真北 1 度24分15秒 22 .39 メートルの地点

24点は、23点から真北 269 度34分47秒1 .31メートルの地点

25点は、24点から真北 1 度05分10秒3 .45メートルの地点

26点は、25点から真北90度58分19秒1 .31メートルの地点

27点は、26点から真北 1 度15分10秒 24 .16 メートルの地点

28点は、27点から真北 0 度58分19秒 65 .74 メートルの地点

29点は、28点から真北 270 度38分16秒1 .32メートルの地点

30点は、29点から真北 0 度45分29秒4 .35メートルの地点

31点は、30点から真北89度51分35秒1 .35メートルの地点

32点は、31点から真北 0 度39分58秒5 .15メートルの地点

33点は、32点から真北 356 度54分11秒 14 .09 メートルの地点

34点は、33点から真北 349 度26分43秒 14 .09 メートルの地点

35点は、34点から真北 340 度35分47秒 10 .20 メートルの地点

36点は、35点から真北 334 度51分09秒9 .97メートルの地点

37点は、36点から真北61度36分38秒0 .57メートルの地点

## (3) 面積

A工区 502 .10平方メートル

B工区 1 261 .20平方メートル

合 計 1,763 .30平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成3年3月29日 愛媛県指令河第230号

## 4 しゅん功認可年月日

平成18年4月11日

## ○愛媛県告示第584号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

西予市三瓶町下泊字トマリ1946番1地先から同字クホウラ1947番4地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から14点までを順次直線で結んだ線並びに14点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.95メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西予市三瓶町下泊字クホウラ1947番1地先の国道に設置された鉄)は、北緯33度20分19.629秒、東径132度23分08.931秒の地点

1点は、基点から真北78度12分56秒28.48メートルの地点

2点は、1点から真北11度08分31秒0.56メートルの地点

3点は、2点から真北84度46分24秒17.12メートルの地点

4点は、3点から真北93度36分33秒4.00メートルの地点

5点は、4点から真北104度44分04秒3.99メートルの地点

6点は、5点から真北115度01分18秒4.09メートルの地点

7点は、6点から真北126度28分01秒3.99メートルの地点

8点は、7点から真北136度06分56秒3.89メートルの地点

9点は、8点から真北146度56分41秒3.99メートルの地点

10点は、9点から真北156度50分57秒2.99メートルの地点

11点は、10点から真北164度06分11秒3.29メートルの地点

12点は、11点から真北173度45分15秒3.30メートルの地点

13点は、12点から真北179度21分19秒2.79メートルの地点

14点は、13点から真北303度11分42秒7.03メートルの地点

(3) 面積

252.29平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成4年10月23日 愛媛県指令河第633号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月11日

### ○愛媛県告示第585号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

西予市三瓶町周木字池ノ浦8番耕地372番4地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.00メートル)の公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点(伊予小島灯台)は、北緯33度22分37秒、東径132度22分06秒の地点

1点は、基点から真北71度02分41秒1.544.76メートルの地点

2点は、1点から真北341度10分43秒4.50メートルの地点

3点は、2点から真北341度10分58秒20.00メートルの地点

4点は、3点から真北341度10分48秒20.00メートルの地点

5点は、4点から真北341度10分55秒20.00メートルの地点

6点は、5点から真北341度10分51秒10.00メートルの地点

7点は、6点から真北341度10分38秒10.00メートルの地点

(3) 面積

429.45平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年7月17日 愛媛県指令港第158号

4 しゅん功認可年月日

平成18年4月11日

○愛媛県告示第 586 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（地図混乱地域における基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成18年 2月 1日から  
平成18年 3月10日まで
- 3 作業地域 松山市御幸一丁目、二丁目の一部地域

○愛媛県告示第 587 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市北梅本町甲834番地先から 同町甲835番 3 まで	平成18年 4月11日

○愛媛県告示第 588 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市水泥町945番 5 から 同市北梅本町甲795番 5 まで	旧	メートル 7 4 ~ 24 8	キロメートル 0 620	
			新	12 5 ~ 25 6	0 620	

○愛媛県告示第 589 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘2305番 2 地先から 同市向灘2308番 1 地先まで	旧	メートル 5 4 ~ 30 7	キロメートル 0 084	
			新	5 4 ~ 43 8	0 084	
"	"	八幡浜市向灘2308番 2 地先から 同市向灘2340番 5 地先まで	旧	7 0 ~ 8 0 19 4 ~ 22 4	0 039 0 032	
			新	7 0 ~ 8 0 33 0 ~ 35 2	0 039 0 032	
"	"	八幡浜市向灘2340番 1 地先から 同市向灘2350番地先まで	旧	14 3 ~ 21 8 14 2 ~ 14 2	0 063 0 051	
			新	14 3 ~ 21 8 27 0 ~ 31 5	0 063 0 051	
"	"	八幡浜市向灘2351番 4 地先から 同市向灘2453番地先まで	旧	6 4 ~ 13 0 5 5 ~ 6 8 13 4 ~ 14 2	0 059 0 046 0 040	
			新	6 4 ~ 13 0 5 5 ~ 6 8 31 5 ~ 39 0	0 059 0 046 0 040	

"	"	八幡浜市向灘2453番地先から	旧	9 4 ~ 16 0 20 2 ~ 25 2	0.037 0.038	
		同市向灘2454番地先まで	新	9 4 ~ 16 0 35 0 ~ 51 8	0.037 0.038	
"	"	八幡浜市向灘2452番 3 地先から	旧	20 2 ~ 55 8	0.138	
		同市向灘2476番地先まで	新	35 0 ~ 68 0	0.138	

## ○愛媛県告示第 590 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘2305番 2 地先から 同市向灘2476番地先まで	平成18年4月11日

## ○愛媛県告示第 591 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲825番地先から 同市柴甲598番 4 まで	旧	メートル 3 8 ~ 12 8	キロメートル 0.472	
			新	10 5 ~ 25 6	0.472	

## ○愛媛県告示第 592 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町塩成字横峯2309番 4 から 同字2308番 2 まで	旧	メートル 26 2 ~ 28 0	キロメートル 0.032	
			新	26 5 ~ 28 3	0.032	
"	"	西宇和郡伊方町三机字黒鼻乙3486番 2 から 同字乙3479番 2 まで	旧	28 0 ~ 33 8	0.019	
			新	28 0 ~ 33 8	0.019	
"	"	西宇和郡伊方町三机字黒鼻乙3475番 6	旧	26 0 ~ 33 8	0.071	
			新	30 0 ~ 34 0	0.071	
"	"	西宇和郡伊方町三机字黒鼻乙3476番 1 から 同町字横峯2300番 2 まで	旧	30 0 ~ 32 0	0.056	
			新	26 0 ~ 30 0	0.056	



○愛媛県告示第 593 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町塩成字横峯2309番 4 から 同字2308番 2 まで	平成18年 4月11日
〃	〃	西宇和郡伊方町三机字黒鼻乙3475番 6	〃

○愛媛県告示第 594 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁

において公衆の縦覧に供する。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 595 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第89号 平成18年 3月28日	東温市西岡字本村甲238番	松山市古川南二丁目 1 番 5 号 バリュージュ古川南 A - 202号 和 田 泰 生
17松局建（開）第90号 平成18年 3月28日	伊予市市場字有三反甲226番 1 及び甲226番 6	伊予市稲荷甲716番地 1 倉 田 政 夫

○愛媛県告示第 596 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西予市宇和町清沢1997番 1 及び1998番

2 申請人の住所氏名

八幡浜市1132番地第 6

有限会社 メイみやもと商事

代表取締役 宮本 眞理子

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年 3月30日	特定非営利活動法人 石鎚森の学校	十 亀 興 美	愛媛県西条市西田甲797番地	本法人は、石鎚山系の森林を舞台に、森林の保全、自然観察、自然の中での音楽やスポーツなど、森林と人を育てる機会を創造することにより、人々が森林の多様な価値を認識することを促し、もって森林と人とが共生する環境づくりに寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年3月30日	特定非営利活動法人 E y e s	横 山 史	愛媛県松山市味酒町二丁目16番 地4エクセルコート味酒302号	この法人は、次代を担っていく若い世代に対して、この法人が問題意識を共有しうる人および組織と協働することを通じて、実社会との接点や機会提供を重視した事業を行うことにより、アントレプレナーシップ（自らの意思と行動で、社会に価値を創造していこうとする精神）溢れる人材を育成、輩出し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。